

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める決議

2021年1月22日に、核兵器禁止条約が発効しました。

核兵器の開発や製造、保有、使用などを全面的に禁じるこの条約は、2017年7月に国連で122カ国・地域の賛成で採択され、昨年10月に条約の発効に必要な50カ国・地域の批准を受けて発効条件を満たし、「核兵器は非人道的で違法」とする初めての国際条約がようやく動き出しました。

残念ながら核不拡散条約（NPT）で核保有を認められている米ロ英仏中の5カ国は条約に否定的で、今後も参加する見通しはありません。「核の傘」にたよっていることを理由に日本政府も条約を批准しない立場をとっています。

しかし、ヒロシマ、ナガサキと2度も原子爆弾の被害を受け、今なお被爆者手帳を持つ人だけで13万人を超える人が苦しんでいます。条約の前文には「核兵器の使用による犠牲者（ヒバクシャ）ならびに核兵器の実験によって影響を受けた人々に引き起こされた受け入れがたい苦痛と被害に留意する」と明記され、被爆者と実験被害者の支援や環境汚染の改善を批准国が協力して進めることも定められています。

国際社会が被爆者の支援に取り組もうとしているのに、当事者である日本がなぜその中心になろうとしないのでしょうか。日本は核兵器ではありませんが、フクシマの経験もあり、その発言や行動は国際社会が注目しています。

核保有国と非保有国の橋渡し役をすると言ってもアメリカの核の傘の下では説得力はありません。唯一の戦争被爆国である我が国こそ「核兵器の全廃こそがいかなる状況においても核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法である」ことを国際社会に訴えていくべきではないでしょうか。

私たちはヒロシマ、ナガサキの悲劇を繰り返さないために、戦争を放棄した平和憲法を手に入れました。核兵器全廃に向けて国際社会が動き出した今、「人類と核兵器は共存できない」との思いを広げ、私たちも平和を求める運動を前進させなければなりません。

私たちは核兵器による支配、恐怖からの解放と国際社会の恒久平和の実現のため、日本政府に対して核兵器禁止条約の署名・批准を強く求めます。

以上、決議する。

2021年1月24日
全国金融労働組合連合会
第15回中央委員会